食肉流通構造高度化・輸出拡大総 合 対 策 事 業 費 補助金等交付等要綱の制定について

 4 畜 産 第 2810号

 令 和 5 年 3 月 31日

 農林水産事務次官依命通知

制 定 令和5年3月31日付け4畜産第2810号

この度、食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業について、別紙のとおり 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱が定められた ので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導を願いたい。

以上、命により通知する。

食肉流通構造高度化 • 輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱

制 定 令和5年3月31日付け4畜産第2810号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

(趣旨)

第1 生産者と消費者の結節点として重要な拠点である食肉処理施設については、労働力不足、 施設の老朽化、低稼働率、衛生水準の低下等の問題を抱えており、これらの改善が課題となっている。加えて、令和2年11月30日に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」 に基づき、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標の達成に向け、国産食肉の一層の輸出拡大を図る必要がある。このため、食肉の流通に必要不可欠な食肉処理施設について、再編合理化を通じた流通コストの縮減や、高品質で安全・安心な食肉の安定的な供給を可能とする流通構造の高度化並びに食肉の生産及び流通に関する円滑な合意形成を図る取組を支援することにより、国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出拡大を図る。

また、更なる輸出拡大に当たっては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を契機とした家庭食需要の増加や加工処理の人手不足による加工度の高い製品ニーズの増加、海外での環境に配慮した持続可能な生産に対する関心の高まり等、多様なニーズに対応していく必要がある。このためには、スライス肉・小割肉等の生産推進や、環境負荷低減などに資する出荷月齢を早期化した肥育牛由来の牛肉等の輸出促進が不可欠である。このような状況を踏まえ、産地の食肉処理施設及び食鳥処理施設において、小売店の店頭や消費者に直接販売が可能な形態の精肉や加工食品等を製造できる体制を整備し、スライス肉・小割肉や、出荷月齢を早期化した肥育牛由来の牛肉等の輸出を促進するための輸出先における取組を支援し、国産食肉の生産・流通体制の多角化及び輸出拡大を図る。

牛肉となる肉用牛の流通において、繁殖農家と肥育農家を中継する家畜市場は、肉用牛生産基盤の強化に必要不可欠である一方、地理的条件等による購買参加者の減少や、生体を扱うという特殊性から利用者や市場運営への負担が大きい等の問題を抱えており、これらの改善が課題となっている。このため、家畜市場の取引をスマート化することで、利用者の増加・利便性向上や市場運営の省力化を図り、円滑な家畜流通を確保し、家畜市場の活性化を図る。

(通則)

第2 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金(以下「補助金」という。)及び食肉流 通構造高度化・輸出拡大総合対策交付金(以下「交付金」という。)の交付については、補助金 等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化 法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成 18 年6 月 20 日農林水産省告示第 881 号。以下「北海道農政事務所委任告示」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年6 月 23 日農林水産省告示第 899 号。以下「地方農政局委任告示」という。)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年6 月 23 日農林水産省告示第 900 号。以下「沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年6 月 23 日農林水産省告示第 900 号。以下「沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年6 月 23 日農林水産省告示第 900 号。以下「沖縄総合事務局委任告示」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 本補助金及び交付金(以下「補助金等」という。)は、2030年の輸出目標達成に向けて畜産物の輸出をさらに拡大するため、食肉の生産・流通体制の高度化・多角化を図り、それに必要な食肉処理施設の再編や食肉処理施設及び食鳥処理施設における精肉等加工施設・設備及び加工食品製造施設・設備の整備、輸出先国・地域でのスライス肉・小割肉等及び出荷月齢を早期化した肥育牛由来の牛肉等の需要・嗜好調査や試験的輸出等の取組を支援するとともに、円滑な家畜流通を確保し、家畜市場を活性化させるため、利用者の増加・利便性向上や市場運営の省力化を図る取組を支援することを目的とする。

(定義)

- 第4 本事業における用語については、次のとおりとする。
 - (1) スライス肉・小割肉等部分肉等をスライス・カット・小割等加工したもの又は小分け等に包装したものをいう。
 - (2) 出荷月齢を早期化した肥育牛由来の牛肉等 出荷月齢の早期化など環境負荷低減に配慮した牛肉をいう。
 - (3) 家畜市場

家畜取引法(昭和31年法律第123号)第2条第3項に規定する家畜市場をいう。

(事業の内容)

第5 本事業において実施する事業の内容、事業実施主体、採択要件及び成果目標は、別表1のとおりとする。

(事業の実施)

第6 事業実施主体は、農林水産省畜産局長(以下「畜産局長」という。)が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定等を行うものとする。

(交付の対象及び補助率等)

- 第7 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、別表1に定める事業実施主体が行う別表1の事業 内容の欄に掲げる事業(以下「補助事業等」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金等の交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費等」という。)について、予 算の範囲内で補助金等を交付する。
 - 2 補助対象経費等の区分及びこれに対する補助率又は交付率(以下「補助率等」という。)は、 別表2のとおりとする。
 - 3 補助対象経費等の範囲については、畜産局長が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

第8 別表 2 の区分の欄に掲げる I からIII までの事業に係る経費の相互間並びに II の 2 (1) 及び(2) の相互間における経費の流用をしてはならない。

(事業実施期間)

第9 本事業の事業実施期間は、補助金等の交付決定の日から令和6年3月31日までとする。

(事業実施計画の作成等)

第 10 補助金等の交付を受けようとする者は、畜産局長が別に定めるところにより事業実施計画を作成し、第 11 に基づき交付申請書とともに交付決定者に提出する。

(申請手続)

- 第11 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金等の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表3の補助事業者の区分に応じて、別表3の交付決定者欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に提出しなければならない。
 - 2 補助金等の交付を受けようとする者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金 等に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費等に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額の うち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる 部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて 得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額 が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補

助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第12 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者(ただし、交付決定者が大臣の場合にあっては畜産局長とする。)が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第 13 交付決定者は、第 11 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金 等を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対し、その旨を通知 するものとする。
 - 2 第 11 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。

(申請の取下げ)

第 14 補助事業者は、第 11 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 13 第 1 項 の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を交 付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

- 第 15 補助事業者(地方公共団体を除く。第 2 項及び第 3 項において同じ。)は、補助事業等の一部 を第三者に委託する場合は、交付決定者に遅滞なく届け出なければならない。
 - 2 補助事業者は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の 競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又 は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第 16 補助事業者(地方公共団体を除く。)は、第 13 第 1 項の規定による交付決定の通知によって 生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継 させてはならない。 (計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第 17 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 3 号による変更 等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助対象経費等の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 18 に定める軽微な変更の場合を除き、補助金額又は交付金額(以下「補助金額等」という。)の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第18に定める軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額等の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。
 - 3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は 条件を付することができる。

(軽微な変更)

第18 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の重要な変更の欄に 掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第 19 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は 補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を 交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。
 - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越 承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第 20 補助事業者は、補助金等の交付決定に係る年度の 12 月末日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月末日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
 - 2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第21 補助事業者は、補助金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式

第6号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理 調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北 ・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければ ならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金等の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金等の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第22 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業等が完了したとき(第17第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。
 - 2 補助事業者は、補助事業等の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなけ ればならない。
 - 3 第 11 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。
 - 4 第 11 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第 9 号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であって も、その状況等について、補助金等の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により 交付決定者に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第 23 交付決定者は、第 22 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査 及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通 知するものとする。

- 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとす る。
- 3 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日 (地方公共団体において当該 補助金等の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日) 以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未 納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱)

- 第24 交付決定者は、日本国外における補助事業等の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額(以下「海外付加価値税」という。)について補助金等を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。
 - 2 補助事業者は、補助事業等完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、 第22第1項による実績報告書において、補助金額等から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業等完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第22第 4項に準じて交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてその一部又は全部 を返還しなければならない。

(額の再確定)

- 第 25 補助事業者は、第 23 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業等に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金等に代わる収入があったこと等により補助事業等に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 22 第 1 項に準じて提出するものとする。
 - 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 23 第 1 項に準じて改めて 額の確定を行うものとする。
 - 3 第23第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第 26 交付決定者は、第 17 第 1 項第 3 号の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 13 第 1 項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、 又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは

指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が、補助金等を補助事業等以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 間接補助事業者が、間接補助事業等の実施に関し法令に違反した場合
- (5) 間接補助事業者が、間接補助金等を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がな くなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対 する補助金等が交付されているときは、期限を付して当該補助金等の全部又は一部の返還を命ず るものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の 返還を命ずるときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第23第3項の規定 (括弧書を除く。)を準用する。

(財産の管理等)

- 第27 補助事業者は、補助対象経費等(補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金等の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第 28 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。
 - 2 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 5 号の大臣が定める財産は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のソフトウェアとする。
 - 3 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。
 - 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

- 5 前項の規定にかかわらず、補助事業等を行うに当たって、補助等対象物件を担保に供し、自己 資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容 (金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第11 第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第13第1項の規定による交 付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた 収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第29 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施 のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得 価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金等の経理)

- 第30 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び 支出を記載し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。
 - 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して 前項の帳簿とともに補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管 しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第31に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳並びに調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金等調書)

第31 補助事業者のうち地方公共団体にあっては、当該補助事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決 算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金 等調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 32 補助事業者は、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)を使用する方法により、交付申請等を行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
 - 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、eMAFF内に定める申請手続及び提供する様式によるものとする。
 - 3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方法によることができる。
 - 4 補助事業者が第1項の規定により eMAFF を使用する方法により交付申請等を行う場合は、 eMAFF のサービス提供者が別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金等交付の際付すべき条件等)

- 第33 補助事業者は、間接補助事業者に補助金等を交付するときは、本要綱の規定に準ずる条件及び 次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
 - (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金等の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとすること。

- ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗 じた金額を納付すること
- イ 本来の補助目的等の遂行に影響を及ぼさないこと
- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金等を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、 一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すこと が困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第13 第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。
- 5 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金等相当額 を国に納付しなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金等相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金等の返還又は返納を受けた 場合は、当該補助金等の国庫補助金等相当額を国に返還しなければならない。

(事業実施状況の報告)

第34 事業実施主体は、本事業の実施状況等について、畜産局長が別に定めるところにより、交付決定者に報告するものとする。

(指導等)

第35 交付決定者は、施設の管理者の自主性及び創意工夫を生かした本事業の効果的な推進が図られるよう、都道府県及び市町村と密接な連携を図りつつ、補助事業者に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

(事業費の低減等)

第36 事業費の低減

本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、過剰と受け取られかねない推進活動並びに施設

及び設備の整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

- 2 費用対効果分析
 - (1) 本事業による施設及び設備の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適 正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である施設及び設備の導入効 果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならない。 ただし、別表1の事業内容の欄の4の事業を行う場合は除く。
 - (2) (1)の費用対効果分析は、畜産局長が別に定める場合を除き、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」(平成31年4月1日付け30食産第5396号30生産第2221号30政統第2195号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知)を準用して定量的に分析を行うこととする。本事業は、事業による施設及び設備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合にのみ実施するものとする。

(不正行為等に対する措置)

- 第37 地方農政局長等及び都道府県知事は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置その他の必要な措置を講ずるよう指導することができるものとする。
 - 2 都道府県知事は、前項により指導を受けた事業実施主体が新たに本事業の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

(株式会社日本政策金融公庫への情報提供)

第38 農林水産物・食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第13条において、国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力することを定め、活動内容に応じて融資等の支援措置を講ずるための仕組みを創設している。このことから、別表1の事業内容欄の1から3までに掲げる事業の実施にあたり、本申請に係る情報(事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等)について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等にかかわらず、必要に応じ、株式会社日本政策金融公庫に提供することとする。ただし、事業実施主体が情報提供に同意しない場合は、この限りでない。

(委任)

第39 本事業の実施に関し必要な事項については、本要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、食肉生産流通多角化支援事業費補助金等交付等要綱(令和4年4月1日 付け3畜産第2042号農林水産事務次官依命通知)及び食肉流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交 付等要綱(令和4年4月1日付け3畜産第2025号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。
- 3 前項による廃止前の食肉生産流通多角化支援事業費補助金等交付等要綱及び食肉流通構造高度化 ・輸出拡大事業交付金交付等要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表1 (第5、第7、第36及び第38関係)

事業内容	事業実施主体	採択要件	成果目標
1 食肉流通構造高 度化・輸出拡大食肉流 策事業のうち食肉出 大事業 (1)食肉流通再編合 理化推進事業 (2)食肉流通再編合 理化施設整備事業	事業実施主体は、コンソーシアム (畜産局長が別に定める要件を満 たすものに限る。)とする。	採択要件は、畜産局長が別に定める ところによるものとする。	畜産局長が別に定めるところ によるものとする。
2 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉輸出品目拡大支援事業	事業実施主体は、次に掲げる者から公募により選定された団体とする。 (1)農業者の組織する団体(代表 者の定めがあり、かつ、組織 があり、かつ、の規約のがある団体等をいう。) (2)一般社団法人 (3)一般財団法人 (4)公益財団法人 (5)公益財団法人 (6)事業協同組合連合会 (7)事業協同組合連合会 (8)法人格を有しない団体とといるもの(以下「特認団体」という。)	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。 (1)事業実施主体が、本事業の実施及び会計手続を適正に行いるとともに、事業の当まで、当時であることのであることのであることのであることのであることのであることのであることのであることのであることの事業がであることの事業がであることの事業をであることの事業がであることのであることのであることのであることの事業を表しません。	調査報告書等により成果の普及を図った施設の輸出拡大の取出については、成果の普及を図った施設のうちスライス肉・小割肉等の輸出を開始した又は当該施設からの輸出量が30%以上増加した施設の数とする。

3 食肉流通構造高 度化・輸出拡大総合対 策事業のうち食肉生 産流通多角化施設整 備事業	事業実施主体は、と殺から枝肉、部分肉まで一貫して処理する食肉処理施設又はと殺から中抜き、大理を関して処理する食品をであって、次に掲げる者となる。 (1) 都道府県(2) 市町村(2) 市町村(2) 農業協同組合連合会(4) 農業協同組合(5) 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) (6) 事業協同組合(7) 東業協同組合	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。 (1)取組の内容が第5の成果目標に沿っていること。 (2)取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。 (3)整備対象である施設及び設備が第5の成果目標の達成に直結であるものであること。整備対象である施設及び設備の能力・規模が過去の業績等からみて適正であること。 (4)その他本意見長が別に定める要	畜産局長が別に定めるところ によるものとする。
4 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち家畜取引スマート化推進支援事業	(7) 事業協同組合 (8) 民間者者 (9) 生産者がは、次れた者とする。 事業により、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	(4)その他畜産局長が別に定める要件を満たしていること。 採択要件は、次に掲げる全ての採択要件を満たしていることとする。 (1)事業を実施する家畜市場の移転、廃止又は休止の計画がないこと。 (2)事業実施後において、おおむの現状と同じ又は現状を超える家畜助引頭数が見込まれること。 (3)導入する機器・設備による効果が、畜産局長が別に定めること。 達成に直結するものであること。	畜産局長が別に定めるところ によるものとする。

別表2 (第7、第8及び第18関係)

区分	経 費	補助率等	重要	な変更
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
I 国産農産物生産基盤強化等対策交付金	補助事業者又は間接 補助事業者が行う食 肉流通再編合理化推 進事業に要する経費	定額		1 事業費の 30%を超える増又は国庫交付 金の増 2 事業費又は国庫交付金の 30%を超える 減 3 事業実施主体の名称の変更
II 国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金	1 補助事業者又は間接補助事業者が行う食肉生産流通多角化施設整備事業に要する経費 2(1)補助事業者又は間接補助事業者が行う食肉流通再編合理化施設整備事業に要する経費	1/2 以内	1 同一の施設及び設備の設計単位ごと に次に掲げる変更 (1)工事費の各費目相互間における30 %を超える増減 (2)工事雑費以外の経費から工事雑費 への流用	4 事業の中止又は廃止 1 事業費の30%を超える増又は国庫交付金の増 2 事業費又は国庫交付金の30%を超える減 3 補助事業者の変更 4 事業の中止又は廃止
Ⅲ 国産農 産物生産基 盤強化等対 策事業費補 助金	(2) 附帯事務費 補助事業者が行う食 肉輸出品目拡大支援 事業に要する経費	定額		 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 補助事業者の変更 事業の中止又は廃止

〒う家 1/2 以内 ⋅化推	1 事業費の 30%を超える増又は国庫補助 金の増
きする	2 事業費又は国庫補助金の 30%を超える 減
	3 補助事業者の変更
	4 事業の中止又は廃止
	化推

別表3 (第11関係)

事 業 名	補助事業者の区分	交付決定者					
食肉流通構造高度化·輸出拡 大事業	下記の区分以外の都府県	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長					
(1)食肉流通再編合理化推 進事業	北海道	農林水産大臣					
(2)食肉流通再編合理化施設整備事業	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局長					
食肉輸出品目拡大支援事業	左欄に掲げる事業を実施す る補助事業者	農林水産大臣					
食肉生産流通多角化施設整 備事業	下記の区分以外の都府県	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長					
	北海道	北海道農政事務所長					
	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局長					
家畜取引スマート化推進支 援事業	下記の区分以外の都府県	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長					
	北海道	北海道農政事務所長					
	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局長					

別記様式第1号(第11関係)

○○年度食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等(○○○○○事業)交付申請書

番 号 年 月 日

〇〇 殿

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所在地 団体名 代表者氏名

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱第11の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

記

- 1 事業実施計画
- 2 添付書類
- (注) 1 事業実施計画は、畜産局長が別に定めるところによる様式を用いる。
 - 2 申請の際には次の書類を添付すること。なお、事前に提出した書類に添付したもの から変更がない場合には省略することができる。
 - (1) 定款、規約等及び収支予算(又は収支決算)
 - (2) 外部に委託する場合には、その委託契約書案
 - (3) 別表2の区分欄のⅡの経費欄に掲げる事業を実施する補助事業者にあっては、概算設計書等の事業費の積算根拠となる資料。また、工事雑費がある場合には、別紙工事雑費内訳明細書を添付すること。
 - (4) その他交付決定者が必要とする資料
 - 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

工事雜費內訳明細書

4 4 14 17 44	<u> </u>				<u>网</u> 雑		<u>明</u> 有 为訳	世 音	備	考
補助対象事業名及び施設名	区				分		金	額	V114	·
	報		酬				00	〇円		
	賃		金							
	共	済	費							
	需	用	費		耗品料					
				光	熱水	料				
					告繕	費費				
					料					
	役	務	費		言運搬					
					数 汫翻詞					
	<u> </u>	31	#	雑	役 務	費				
	委	託	費							
	旅	hl Tr + 12 fg	費							
		料及び賃								
		記購え								
	公	課	費							
	代行	施行管	理料							

別記様式第2号 (第15及び第33関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔(間接)補助事業者〕 殿

所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

当社は、貴殿発注の○○契約に係る競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 ○○には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
 - 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地 方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。 ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄 総合事務局を含む。
 - 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指 名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合には、この限りでない。

4 間接補助事業者に対する申立ての場合であって、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めている場合は、本様式を改変して当該申請書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号(第17関係)

○○年度食肉流通構造高度化·輸出拡大総合対策事業費補助金等変更等承認申請書

番 号 年 月 日

〇〇 殿

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所在地 団体名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金等の交付決定の通知のあった事業について、 下記の理由により別添のとおり変更したいので、食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事 業費補助金等交付等要綱第17の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- (注) 1 交付決定を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。
 - なお、添付書類については、補助金等交付申請書に添付したものから変更があった ものに限り添付すること。
 - 2 補助金等の額が増額する場合には、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱第17の規定に基づき申請する」を「食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱第17の規定に基づき、補助金等〇〇〇円を追加交付されたく申請する」に書き換えること。
 - 3 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更等承認申請書」 を「中止(廃止)承認申請書」に、「変更したい」を「中止(廃止)したい」に、 「変更の理由」を「中止(廃止)の理由」に、それぞれに書き換えること。
 - 4 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号(第19関係)

○○年度食肉流通構造高度化·輸出拡大総合対策事業費補助金等 (○○○○○○○事業)遅延届出書

番 号 日

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱第19の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業等が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由
- 2 補助事業等の遂行状況

	1111-22 21 216	40000111111111111111111111111111111111						
			事	事 業 の 遂 行 状 況				
×	5 分	総事業費	〇年〇月〇 完了した	日までに きもの	〇年〇月 実施で	○日以降に けるもの	備	考
			事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月日		
		円	円	%	円			

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
 - 2 補助事業等の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
 - 3 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブ サイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号(第20関係)

○○年度食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等(○○○○○事業)事業遂行状況報告書

番 号 年 月 日

〇〇 殿

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所在地 団体名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金等の交付決定の通知のあった事業について、 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱第 20 の規定に基づき、 その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

				дЦ				
			事	事業の道	遂 行 壮	犬 況		
区	分	総事業費	第○・□	9半期までに	第○・四半期以降に		備	考
			完了	したもの	実施			
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了		
						予定年月日		
		円	円	%	円			

- (注) 1 「区分」欄には、別表2の経費欄に掲げる経費ごとに記載すること。
 - 2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
 - 3 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号(第21関係)

○○年度食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等(○○○○○事業)概算払請求書

番 号 年 月 日

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

官署支出官 〇〇 殿 (第21第1項に定める官署支出官名を記入)

> 所在地 団体名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金等の交付決定の通知のあった事業について、 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱第21の規定に基づき、下 記により金○○円を概算払によって交付されたく請求する。

(また、併せて、○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。)

記

○年○月○日現在

区分	補助事業 等に要す る経費	(A) 国庫補 助金等	(B) 既受領額		遂行 状況 報告	送 行		(A)- ((B)+(C)) 残額		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来高	○月○日 現在の 出来高	金額	○月○ 日ま定出 来高	金額	○月○日 まで予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 「区分」欄には、別表2の経費欄に掲げる経費ごとに記載すること。
 - 2 括弧内は、第20第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
 - 3 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする
 - 4 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブ サイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号(第22第1項関係)

○○年度食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等(○○○○○○事業) 実績報告書

番 号 年 月 日

〇〇 殿

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所在地 団体名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、 当該通知の内容に従い実施したので、食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金 等交付等要綱第22第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として下記のとおり補助金等の交付を請求する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

		補助事業等	負 担	区分		/# :	±∠.
区	分	に要した経	国庫補助金等	その他		備	考
		費	(A)	(B)			
		(A+B)					
		円	円	ŀ	円		
0000							
0000							
0000							
合	計						

- (注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
- 4 事業の完了年月日

○○年○○月○○日

5 収支精算

(1)収入の部

					比 較	増 減	
	区	分	本年度精算額	本年度予算額	増	減	備考
			円	円	円	円	
1	玉	庫補助					
	金	等					
2	ブ	の他					
	C	V) [E					
	合	計					

(2) 支出の部

\sim							
	.				比較	増 減	備考
	区	分	本年度精算額	本年度予算額	増	減	
			т	ш	т.		
			円	円	円	円	
	合	計					

(注)区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金等交付申請書ごとに作成すること。
 - 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金等の交付を請求する場合に記載すること。
 - 3 間接補助事業者に対し間接補助金等を交付している場合にあっては、記の5 (2) の備考欄に、間接補助金等の交付を完了した年月日を記載すること。
 - 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金等調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金等交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)
 - 5 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第8号(第22第2項関係)

○○年度食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等 (○○○○○○○事業)年度終了実績報告書

番 号 年 月 日

〇〇 殿

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所 在 地 団 体 名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱第 22 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業等の実施状況

31.76 (1.22)		交付決定	三の内容	年度内容	実績	翌年月		
		補助事	国庫補	(A) のう	概算払	(A) Ø	翌年度繰	完了予定
区	分	業等に	助金等	ち年度内	受入済	うち未	越額	年月日
		要する		支出済額	額	支出額		
		経費						
		(A)						
		円	円	円	円	円	円	
翌年度繰起								
0000								
0000								
年度内完	了分							
0000								
合	計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業等が完了しなかった場合に提出するものとする(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額等全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。)
 - 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
 - 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業等を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
 - 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする
 - 5 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号(第22第4項関係)

○○年度食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等(○○○○○○事業) の消費税仕入控除税額報告書

番 号 日

〇〇 殿

(別表3の交付決定者欄に掲げる交付決定者を記載)

所在地 団体名 代表者氏名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定の通知のあった食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等について、食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱第22第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第 15 条の補助金等の額の確定額 (○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)
 2 補助金等の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
 4 補助金等返還相当額 (3-2) 金 円
 - (注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること(補助事業等に要した 経費に掛かる消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金等相当 額を補助金等の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要)。 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員 分を添付すること。
 - (1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)
 - (2) 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - (3) 3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること)
 - (4)補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料
 - 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 3 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、 当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略する ことができる。

- 5 当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 「
- (注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その確定申告予定 時期も記載すること。
- 6 当該補助金等に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
 - (注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員 分を添付すること。
 - ・免税事業者の場合には、補助事業等実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合には所得税)確定申告書の写し(税務署受付済のもの)及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、 事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類な ど、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業等実施年度にお ける消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署受付済のもの)
 - ・補助事業者が消費税法第 60 条第4項に定める法人等である場合には、 同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料
 - 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 3 添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

財産管理台帳

事業実施主体名	
---------	--

地区	名		地区	事業実施	年度		年度	農林水産	省所管袖	浦助金等名							
	事	事業の		容		工期		経費の配			分	分 処分制限期間		処分の状況			
施設等	事業種目	事業実施	工種構造	施工箇所		着工	竣工年	総事業費		負 担 [玄	分	耐用	処 分	承 認	処分の	備考
名 称	(事業細目)	主 体	又は	又は	事業量	年月日	月日		国庫	都 道	市	その他	年数	制限	年月日	内 容	
			施設区分	設置場所					補助金	府 県	町			年月日			
									等		村						
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
 - 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金等返還額を記入すること。
 - 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第11号(第31関係)

○○年度

農林水産省所管

					0 () 補	助	金	等	調書	İ			
	国					地	方	公	共	団	体 名	1		
	歳 入							歳	備考					
補助事業名	交付決 定の額	補助率等	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 助金等	国庫補 相当額	支出 済額	うち国庫補 助金等相当額	翌年度 繰越額	うち国庫補助 金等相当額	
○○事業	円			円	円		円		円	円	円	円	円	
○○費														
○○費														
その他														
/////////			```	 		,			Į					or

記載要領

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助 条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」とし て一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した 経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費 支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年 度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作 成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額等を内書()すること。